こもろーき通信

小諸労働基準監督署 〒384-0017 小諸市三和1-6-22 佐久公共職業安定所 〒385-8609 佐久市原565-1



フォークリフトを安全に使用するために

フォークリフトは、あらゆる産業で日常的に使用されている機械です。このフォークリフトを起因とする、休業4日以上の労働災害死傷者数は、令和4年に全国で2,092人であり、内死亡者数は34人でした。このとおり、フォークリフトは災害が多く、危険性の高い機械であることから、労働安全衛生法では『車両系荷役運搬機械等』として、必要な措置等を講じるよう示されています。フォークリフトを安全に使用するために、下記の事項について対策、取組がされているかご確認ください。

- (1) 運転資格の確認
- (2) 定期自主検査の実施
- (3) 作業計画の作成・周知
- (4) 複数人作業時における作業指揮者の配置
- (5) 用途外使用の禁止
- (6) 制限速度などの社内ルールの作成・周知
- (7) 通路の死角部分のミラーの設置
- (8) 走行場所と歩行通路の隔離・表示





労使協定の更新を忘れずにお願いします!

新年度を迎えるにあたり、各種労使協定の更 新が必要となる事業場も多いのではないでしょ うか?

特に、時間外・休日労働協定(36協定)は、時間外労働を行う場合には必ず締結が必要となる協定であり、毎年更新が必要なもので、締結するだけでなく監督署に届出する必要があります。当署において36協定を受理審査する際、よく見受けられるミスを下記にまとめましたので、参考にしていただき、忘れずに更新するようお願いいたします。

また、電子申請での届出であれば、監督署の閉庁日である土日祝日でも届出可能であり、来署の必要もありません。ぜひご活用ください!

- ・起算日が記載されていない
- ・労働者代表の職名が記載されていない
- ■・協定の成立年月日が記載されていない
- ▋・労働保険番号が記載されていない

電子申請利用リーフレット⇒



もうすぐ新年度!

法改正に対する準備はできていますか?

令和6年度も、残すところあと1か月となりました。令和7年度も、各種労働関係法令の法改正があります。改正内容を確認し、スムーズに新年度を迎えられるようご準備をお願いいたします。

令和7年4月以降に予定されている、労務管理 に関連する主な法改正は以下のとおりです。

- 育児 介護休業法
- →対象となる子の範囲の拡大、介護離職防止のための雇用環境整備の義務化など
- 雇用保険法
- →高年齢雇用継続給付の給付率引下げ(15%→ 10%)など
- 労働安全衛生規則
- →危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁 止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作 業に従事する全ての者に拡大

そのほかにも、改正が予定されている労働関係法令がありますので、積極的な情報収集をお願いいたします。

NEWS -

高年齢者向けの求人募集をご検討ください!

令和6年度「高年齢者雇用状況報告」(6月1日現在)の佐久所管内の集計結果では、70歳までの就業確保措置のある企業が全体の35.5%(大企業21.4%、中小企業36.1%)となり、前年比3.4ポイント増加しました。長野県平均は36.2%、全国平均は31.9%で、共に前年を上回る結果となりました。65歳以上の就業者は2004年以降増え続けており、65歳を超えても働き続けることを希望する就業意欲の高い高年齢者のハローワークへの職業相談も増えています。

労働力人口の減少により人材確保が難しくなるなか、人手不足等の解消や即戦力になる豊富な経験・知識・ノウハウ等の観点から、高年齢者の新規雇入れ(求人募集)についてご検討をお願いします。

●高年齢者雇用・就業施策の情報はコチラ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html

【編集後記】 春暖快適の候。新年度はすぐ目の前。皆様、今年度も、大変お世話になりました。 気持ちも新たに、スタートラインに向かいましょう! (第36号:令和7年3月発行)